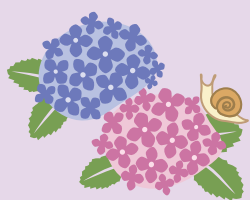


INFORMATION

情報ひろば

※市外局番「0422」は省略。



申し込みの記入例

- あて先** 各記事の申込先、住所の記載がないものは「〒181-8555三鷹市役所〇〇課」
- 必要事項** ①行事・事業名(希望日・コース・回)、②申込者の郵便番号・住所、③氏名(ふりがな)、④年齢(学年)、⑤連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)、⑥そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)



お知らせ

「令和7年国勢調査」の実施に向けて調査区設定を行います

7月上旬から調査員が市内を巡回します。集合住宅などの住戸数、社会福祉施設などの居住世帯の有無等を確認させていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

問企画経営課 ☎ 29-9033

三鷹ネットワーク大学
受付窓口休止のお知らせ

音響設備の改修工事に伴い、下記の日程で受付窓口を休止します。電話、ファクス、インターネットからの受講者登録・講座申込などの受け付けは可能です。

☎ 7月9日(火)～12日(金)

※作業の状況により、休止日を変更する場合があります。

問同大学 ☎ 40-0313

東京都水道局による史跡玉川上水
整備活用のための作業説明会

☎ 7月10日(水)午後6時30分～8時

所井の頭コミュニティセンター

☎ 当日会場へ

問同局管理課 ☎ 03-5320-6388

キラリ☆みたか 再発見！

三鷹市シルバー人材センターの「ススめ!実年探見隊」が製作した地域密着型の番組が、J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル)で放送中です。

◆放送時間

6月30日(日)までの午後2時15分～2時30分

問広報メディア課 ☎ 29-9037



税金

家屋調査にご協力ください

令和7年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。6年1月2日以降に新築・増改築した家屋の所有者には、市から手紙を送りますので、内容を確認のうえ、資産税課へご連絡ください。

問同課 ☎ 29-9199



国保・年金

国民健康保険の高額療養費の支給

1カ月の医療費の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、超過額を申請により支給します。

◆高額療養費の計算の仕組み

- ①70歳未満の方は、同じ方が、同じ月に、同じ医療機関に21,000円以上支払った自己負担額を世帯単位で合計し、限度額を超えた分を払い戻します。
- ②70歳以上の方は、すべての自己負担額から限度額を超えた分を払い戻します。自己負担限度額は、世帯の所得により異なります。

☎ 医療を受けてからおよそ3カ月後に世帯主宛てに送付する申請書に記入し、直接または郵送で「〒181-8555保険課」(市役所1階9番窓口)または市政窓口へ
問同課 ☎ 29-9215

介護保険負担限度額認定の
更新手続き

認定証の有効期限は7月31日(水)です。現在、認定証をお持ちの方には、6月中旬に案内を発送します。7月5日(金)までに更新手続きをしてください。

☎ 住民税非課税世帯で、預貯金などの合計が一定額以下の方

☎ 必要書類を直接または郵送で「〒

181-8555介護保険課」(市役所1階11番窓口)へ

問同課 ☎ 29-9274



子育て・教育

催しなどで☎の表記がないものは、各記事のQRコードから☎をご覧ください。

星と森と絵本の家の催し(6月)

◆星のおはなし

☎ 22日(土)午後2時から

◆ICU留学生のおはなし会

☎ 30日(日)午後1時30分から

☎ いずれも当日会場へ

問同施設 ☎ 39-3401

あかちゃん でまえとしょかん
にこにこ

3歳くらいまでのお子さんと楽しめる絵本約300冊と、図書館で人気の育児書を用意してお待ちしています。

☎ 6月26日(水)午前10時～11時20分(偶数月第4水曜日に定期開催)

☎ 3歳までのお子さんと保護者

所すくすくひろば

☎ 当日会場へ

問三鷹図書館(本館) ☎ 43-9151

東多世代交流センターの
催し 保育

☎ ①父親講座「親子の時間が楽しくなる子育てに向けて」=6月30日(日)午前10時～11時、7月20日(土)午前9時30分～11時30分、②ベビーマッサージ講座=7月11日(木)午前10時30分～正午
☎ ①1歳6カ月～3歳のお子さんの父親15人、保育(1歳6カ月～3歳)12人、②2～6カ月ごろのお子さんと母親10組

問同センター ☎ 46-0408

消費者相談窓口から 455

問消費者相談窓口 ☎ 0422-47-9042

相談事例1

老後に備えて退職金の運用を学ぶために、SNSのグループに加わった。投資で収入を得た人の話を聞き、投資セミナーの運営事業者に勧誘されFX取引を行うことにした。無料のFXアプリでの取引で利益が出たので信用し、異なる個人名義の口座に何度も振り込み、振込額は計500万円となった。その後、アプリの取引画面に動きがないので不審に思い、出金を求めたところ、相手方と連絡が取れなくなった。(60代・男性)

相談事例2

SNSで知り合った人から暗号資産でもうけた話を聞いた。興味があつたので、株情報を交換するグループに加わりSNSで指示を受けながら、個人名義の口座にお金を振り込み、運用を依頼した。国内業者の暗号資産に交換後、海外業者の別の暗号資産に交換すると、利益が振り込まれた。その後も勧められるままにお金を振り込んだが、「これ以上は資金がない」と言う、消費者金融で借金するよう指示された。利益もないので、振り込んだ総額を返金してほしい。(40代・女性)

SNSをきっかけに勧誘される、投資のトラブルが年齢を問わず増えています！

アドバイス

SNSで知り合った相手から投資を勧められた際は、詐欺を疑ってください。将来の生活資金に不安を感じている中「簡単にもうかる」「自分も成功した」などと言われると、その言葉に流されてしまいがちですが、確実にもうかる話はありません。オンライン上の取引画面自体が架空の場合もあります。実在が確認できない事業者から振り込みの指示があっても応じないでください。

・個人名の銀行口座へは振り込まないでください

通常の取引で個人名義の銀行口座へ入金させることはありません。詐欺の可能性が高いため、振り込まないでください。万が一振り込んでしまった場合は、振込先の金融機関に相談しましょう。振込先が国内の預金口座であれば、振り込み詐欺救済法に基づく届け出ができます。

・無登録事業者との取引は行わないでください

海外で金融商品取引のライセンスを持っている事業者でも、日本で登録せずに、日本に居住する者と金融商品取引を行うことは禁止されています。必ず金融庁☎で登録の有無を確認しましょう。

困ったときは、すぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。